

大田区立六郷中学校樹木医診断業務委託特記事項

1 特記事項の適用

本樹木医診断業務委託特記事項（以下「特記事項」という。）は、下記のとおりとする。
また、特記事項に記載されていない事項は、「学校改築及び長寿命化検討事業基本構想策
定支援業務委託仕様書」による。

- 1. 1 委託件名 大田区立六郷中学校樹木医診断業務委託
- 1. 2 調査場所 大田区立六郷中学校（大田区仲六郷三丁目 11 番 11 号）
- 1. 3 契約期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 13 日まで
- 1. 4 履行場所 大田区教育総務部教育総務課施設担当

2 対象地の表示

所在・地番	地目	地積
大田区仲六郷三丁目 11-3 ほか	学校	14, 328. 51 m ²

3 診断数

樹木調査の結果を踏まえ、30 本程度

4 診断対象

対象樹木の樹種と位置は、樹木調査の結果を参考に区と協議の上、決定する。

5 委託内容

- （1）本委託は、東京都建設局の定めた「街路樹等維持標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）及び「街路樹診断マニュアル 平成26年度」（以下「マニュアル」という。）に基づき行う。健全度調査は、外観診断及び精密診断を実施するものとし、（一財）日本緑化センター認定登録の「樹木医」有資格者が調査及び評価を行う。受注者は「樹木医証明書」を提出すること。

（2）移植適性診断

診断対象樹木の移植適性を、外観診断の結果と現場状況、工事条件等を基に樹木医が判定する。

（3）外観診断

外観診断については、マニュアルに準拠し、調査対象木の外観診断を行う。
ア 目視と簡単な道具によって樹木の健康状態の診断を次のような方法で調査する。

(ア) 木槌などで幹を打診し、音の異常を観測する。

(イ) 材の枯死や腐朽が疑わしい箇所については、ナイフで樹皮をわずかに削り、材を見る。

(ウ) シャベルや鋼棒で根元の材の状態を調べる。

イ 診断項目については、マニュアル記載の「街路樹診断カルテ」の様式に沿って実施する。

(ア) 街路樹の形状寸法は、個々の樹木の幹周など形状の計測を行う。

(イ) 街路樹の枯損木は、枯損の原因及び病巣の診断を行うとともに可能な範囲でシャベル等を使用し、根元を掘って根元の材の状況を確認する。

(ウ) 支柱の状況は、支柱の設置の有無及びその状態を確認する。

(エ) 大枝や幹の分岐部の状況を確認する場合には、必要に応じて梯子又は高所作業車を使用すること。

6 診断報告

受注者は、診断結果を診断報告書にまとめ提出する。

診断報告書は以下の図書から構成する。

(1) 外観診断結果

(2) 移植適性診断結果

7 費用負担

業務に必要な工具・備品は受注者の負担とする。

8 受注者の責務

(1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講じること

(2) 受注者は常に善良なる管理者の注意を持って業務を遂行し、業務の進捗状況について確認のうえ適宜報告すること。

(3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。

(4) 業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

(5) 調査に際しては、区指定の腕章を着用すること。

9 その他

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、区と受注者で協議の上決定する。